

令和7年度 「球磨村創業等支援事業」について

村民における産業の活性化を図るため、村内で事業を開始又は、事業を承継しようとする者に対して、施設等設備、販路開拓及び促進等に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

1 補助事業の要件について

(1) 対象者

以下の要件をすべて満たす者が対象者となります。

① 次のいずれかに該当する創業者

ア 事業を営んでいない個人が、個人事業の開業届を税務署に提出し、村内において事業を開始した者

イ 事業を営んでいない個人が、村内を本店所在地として法人登記をし、村内において事業を開始した者

ウ 村外で事業を営んでいる個人又は法人で、本店所在地を村内に移転し事業を開始した者

② 球磨村商工会の支援を受けて、村内の事業を承継した次のいずれかに該当する後継者であり、球磨村商工会から事業承継完了証の交付を受けた者

③ 中小企業者であること

④ 補助金交付後も3年以上継続して村内において事業を営むこと

⑤ 税等の滞納がないこと

⑥ 別表1に定める事業でないこと

(2) 対象経費

① 機械又は設備の導入費用（中古の機械を含む）

② 販路等の開拓又は販路促進のための広報活動に関する費用（チラシ制作、ホームページ作成等）

③ 事業所等に使用する建物の新築、購入、増改築、修繕工事等に関する費用

④ 事業にのみ使用することが明らかな車両の購入費用（移動販売に使用するキッチンカー等）

⑤ パソコン、タブレット、カメラの購入費用（上限20万円）

⑥ その他村長が適当と認める費用

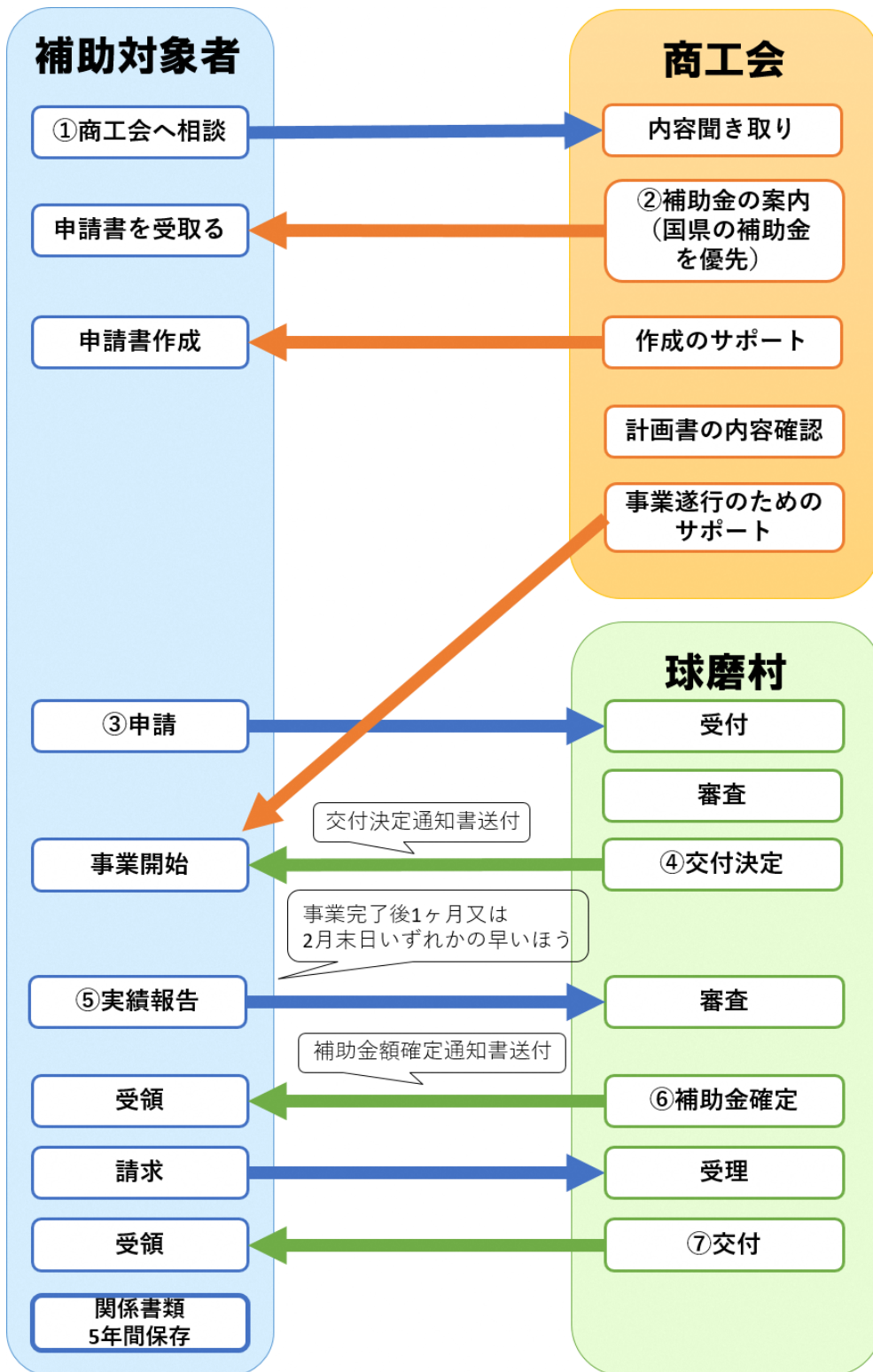
(3) 補助金の額

対象経費（消費税は除く）の合計した額の5割に相当する額（1,000円未満切捨）とし、100万円を上限とします。

なお、国、県その他の機関から対象経費について補助金の交付を受けている場合は、対象経費から交付された補助金の額を差し引き計算ください。

2 手続きについて

手続きの流れは以下のとおりです。



(1) 申請について

補助金の交付を受けようとするときは、球磨村商工会へ相談し、申請書を受取り申請ください。
なお、相談時に国、県その他機関の補助金も併せてご案内させていただきます。

(2) 対象事業の着手について

対象事業に着手できるのは、球磨村から送付される球磨村創業等支援事業補助金交付決定通知書（別記第4号様式）を受けた後になります。通知日以前に実施した事業については、対象となりませんのでご注意ください。

補助交付決定額の2割を超える減額を行う場合は、速やかに球磨村創業等支援事業変更申請書（別記第5号様式）を提出ください。

(3) 実績報告について

対象事業の完了後、**完了の日から14日以内又は交付決定日の属する年度の2月末日（その日が休日の場合は直前の平日）のいずれか早い日までに**、球磨村創業等支援事業実績報告書（別記第8号様式）に以下の書類を添付し、提出ください。

- ①収支決算書（別記第9号様式）
- ②補助対象経費ごとに定める書類
- ③そのほか、村長が必要とする書類

(4) 補助金の支払いについて

球磨村から送付される、球磨村創業等支援事業補助金確定通知書（別記第10号様式）を受理後、球磨村創業等支援事業補助金請求書（別記第11号様式）を提出ください。

処理が完了後、支払いとなります。

(5) 経営状況の報告について

補助金の交付を受けた翌年度から3年間は、球磨村創業等支援事業補助金状況報告書（別記第12号様式）により、各事業年度の決算確定後2か月以内に、経営状況について報告する必要があります。

この報告内容について、確認の必要がある場合は、役場から関係書類の提出依頼又は、実地調査を行うこともあります。

(6) その他注意事項

以下のいずれかに該当するときは、補助金の返還を命じます。

- ①経営状況の報告が期限までにされなかったとき。
- ②補助金の交付の決定日から起算して、3年以内に本店所在地を村外に異動したとき又は、3年以上継続して対象事業を営まなかったとき。
- ③そのほか、村長が不相当と認める事由が生じたとき。

別表1

- 1 日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）における以下の分類に該当する事業
 - （1） 農業、林業及び漁業
 - （2） 金融業、保険業
 - （3） 医療、福祉の医療業のうち、病院、一般診療所、歯科診療所及び助産・看護業
 - （4） サービス業のうち、政治・経済・文化団体、宗教及びその他サービス業
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制の対象となる風俗営業及び性風俗関連特殊営業に該当する事業
- 3 フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
- 4 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社が行う事業
- 5 法令に違反する事業
- 6 公序良俗等の観点から村長が適当でないと認める事業

問合せ先

【担当窓口】 復興推進課 商工観光係

TEL:0966-32-1114 MAIL : kankou@vill.kuma.lg.jp